

| | |
|------|--|
| 要件事項 | <p><航空／海上共通業務> 自由化申告に係る予備申告（IDC）後、当初と異なる管轄税関の蔵置場所に変更可能化</p> |
| 機能概要 | <p><変更前仕様> 自由化申告に係る予備申告時の蔵置場所が本申告時に変更となった際、蔵置場所の管轄税関が当初の税関とは違う税関になった場合、「蔵置場所変更不可チェック」により、申告変更できない。 そのため、予備申告を撤回後、再申告せざるをえない。</p> |
| | <p><変更後仕様> 自由化申告に係る予備申告時の蔵置場所が本申告時に変更となった際、蔵置場所の管轄税関が当初の税関とは違う税関になった場合であっても、申告変更できるようチェック処理を変更する。ただし、通常申告及び本申告起動後における「蔵置場所変更不可チェック」については変更しない。</p> |

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

「蔵置場所変更不可チェック」について、以下の通り見直す。詳細は、別紙「別紙 01_6N 改変 19-10_蔵置場所変更不可チェックまとめ」参照

- ・予備申告済み本申告前かつ、自由化申告の場合をチェック処理対象外とする。

※自由化申告として扱われる条件（以下のすべてを満たす場合）

- ①申告日（予備申告変更の場合は本業務が入力された日）において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（AEO申告）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④輸入貿易管理令第3条等識別に「W：ワシントン条約付属書Ⅰ～Ⅲに該当する輸入許可書または各種証明書等を取得している場合」の登録がない。（税関を跨らない場合のみ判定。税関を跨る場合には自由化申告として扱う。）
- ⑤申告貨物識別に「X：MDA貨物」の登録がない。
- ⑥あて先官署が政令派出所でない。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- ・「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」業務

3. 特記事項

(1) 個別項目

特になし

4. 添付資料

- (1) 別紙 01_6N 改変 19-10_蔵置場所変更不可チェックまとめ

5. リリース予定日／サービス開始予定日

2020年03月15日（日）保守時間帯リリース